

議案第75号

損害賠償額の決定及び和解について

南あわじ市学校給食センターでの物損事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月22日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- 1 事故発生年月日
令和3年9月10日
- 2 事故発生場所
南あわじ市神代地頭方31番地（南あわじ市学校給食センター）
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 5 事故の原因
南あわじ市学校給食センター敷地内の緑地帯を草刈り作業中に、草刈り機で地面の小石を跳ね上げたことにより、駐車中の相手方車両の後部ガラスを破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	122,000円